

柏原地区企業用地売却 参加表明書の提出に係る質問回答

No	質問事項	質問内容	回答	回答日
1	参加表明書の提出 ・納税証明書について	実施要領には「未納の〇税がないことを示す証明書」と記載があります。一方で「様式」の表紙面には「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書」といった形で限定表記されています。 証明書を取得するにあたり申請方法が異なるため、どちらの内容を正として証明書を提出すれば良いでしょうか。特に国税については、税を具体的に選択する必要がありますので、「法人税、消費税及び地方消費税」のみで問題がなければ「その3の3」で証明書発行をいたします。	市税について：未納のない証明書を添付してください。 ※本証明書は、<u>市県民税</u>、<u>法人市民税</u>、<u>固定資産税・都市計画税</u>、<u>軽自動車税</u>、<u>国民健康保険税</u>の未納がない場合に発行されます。 県税について：<u>法人県民税</u>、<u>法人事業税</u>、<u>地方法人特別税</u>の未納がないことがわかる納税証明書を添付してください。 国税について：<u>法人税</u>、<u>消費税及び地方消費税</u>の未納がないことがわかる納税証明書を添付してください。	2025/8/1